

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	京都市 障害者自立支援医療受給者証(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、障害者自立支援医療受給者証(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

京都市長

## 公表日

平成28年12月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援医療受給者証(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	○障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 ○精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
③システムの名称	京都市障害者自立支援医療受給者証(精神)及び精神障害者保健福祉手帳交付等システム、マイナンバー連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援医療受給者証(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14及び84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条、60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報提供 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第15項、16項、26項、27項、28項、31項、54項、55項、56の2項、57項、79項、87項、106項、116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、19条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、44条、53条 2 情報照会 (1)番号法第19条第7号 別表第二 第25項、108項、109項、110項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条、55条、55条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 こころの健康増進センター
②所属長	次長 藤内 令子
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市保健福祉局こころの健康増進センター 〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-15 TEL 075-314-0355

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明